



■ 令和5年度における「パブリックコメント手続」の実施状況の公表について

「パブリックコメント」とは、条例や計画などの一定の政策の策定に際し、(1)政策の案と資料を公表し、(2)それに対する意見や情報を広く募集し、(3)寄せられた意見等を考慮し、(4)その意見等に対する考え方等を公表することをいいます。

札幌市では、市政への市民参加の推進の一環として、重要な政策の決定過程での**市民参加の機会の拡大と公正の確保及び透明性の向上**を図り、これにより、**市民との協働による市政運営**を進めることを目的とし、本市が行うパブリックコメント手続についての統一的な基準を定めた「**札幌市パブリックコメント手続に関する要綱**」（以下「要綱」といいます。）を制定しています。

この冊子は、令和5年度におけるパブリックコメント手続の実施状況をお知らせするものです。

なお、それぞれの政策案の内容とパブリックコメント手続において寄せられた意見の概要・それに対する札幌市の考え方については、それぞれの政策案の担当課において作成している閲覧・配布資料又はインターネットホームページを御覧ください（政策案の担当課につきましては、2ページから11ページまでの表の「お問合せ先」に掲載しています。なお、「お問合せ先」は、令和6年6月26日現在のものです。）。

※この冊子の内容は、札幌市役所のホームページ（<https://www.city.sapporo.jp/somu/pub-comment/index.html>）でも御覧になれます。

<目次>

令和5年度にパブリックコメント手続を実施した政策案と意見の提出状況について	2ページ
適用除外規定の適用状況について	12ページ
札幌市のパブリックコメント制度の概要	14ページ
札幌市パブリックコメント手続に関する要綱	18ページ

<パブリックコメント制度についてのお問合せ先>

札幌市総務局行政部法制課（札幌市役所本庁舎10階北）

住所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 電話：011-211-2164

FAX：011-218-5171 Eメール：hosei@city.sapporo.jp

■ 1 令和5年度にパブリックコメント手続を実施した政策案と意見の提出状況について

令和5年度中に要綱に基づきパブリックコメント手続を実施した政策案は、**43件**です。
その内訳は、

- ① 義務賦課・権利制限について定める条例・規則の案の作成に関するもの（要綱第3条第1項第1号イ及び第2号関係） **7件**
- ② まちづくり戦略ビジョン・その実施計画又は市政の特定の分野に関する基本的な計画（要綱第3条第1項第3号関係） **33件**
- ③ その他必要に応じて実施したもの（要綱第3条第3項関係） **3件**です。

手続を実施した政策案と意見の提出状況は、次のとおりです。

<要綱に基づきパブリックコメント手続を実施したもの>

(1) 義務賦課・権利制限について定める条例・規則案（要綱第3条第1項第1号イ及び第2号関係）

政策案の名称	意見の提出者数	提出された意見の数	政策案の修正の有無	意見の募集期間	意見の概要・市の考え方の公表日	お問合せ先
札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則における禁止区域（案）	2人	5件	無	令和5年5月24日～令和5年6月26日	令和5年7月5日	市民文化局地域振興部市政課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 （札幌市役所本庁舎13階南） 電話：011-211-2252 FAX：011-218-5156 E-mail：kusei@city.sapporo.jp
札幌市火災予防条例の一部を改正する条例（素案）	1人	10件	無	令和5年8月31日～令和5年9月29日	令和5年11月27日	消防局予防部予防課 〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目 （消防局庁舎3階） 電話：011-215-2040 FAX：011-281-8119 E-mail： boukaanzen.shobo@city.sapporo.jp

政策案の名称	意見の提出者数	提出された意見の数	政策案の修正の有無	意見の募集期間	意見の概要・市の考え方の公表日	お問合せ先
札幌市営住宅条例及び札幌市営住宅条例施行規則の一部改正（素案）	5人	7件	無	令和5年10月3日～令和5年11月1日	令和5年11月27日	都市局市街地整備部住宅課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 （札幌市役所本庁舎7階北） 電話：011-211-2806 FAX：011-218-5144 E-mail：jutakukanri@city.sapporo.jp
札幌市客引き行為等の防止に関する条例における禁止区域の変更（案）及び札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部改正（案）	3人（うち団体1）	13件	無	令和5年10月12日～令和5年11月10日	令和5年11月22日	市民文化局地域振興部区政課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 （札幌市役所本庁舎13階南） 電話：011-211-2252 FAX：011-218-5156 E-mail：kusei@city.sapporo.jp
札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正（素案）	2人	2件	無	令和5年10月23日～令和5年11月22日	令和6年2月13日	都市局建築指導部管理課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 （札幌市役所本庁舎2階南） 電話：011-211-2859 FAX：011-211-2823 E-mail：kenchiku-shido@city.sapporo.jp
札幌市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正（素案）	1人	3件	無	令和5年10月27日～令和5年11月27日	令和6年4月5日	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 （札幌市役所本庁舎3階南） 電話：011-211-2936 FAX：011-218-5181 E-mail：sho.fukushi@city.sapporo.jp

政策案の名称	意見の提出者数	提出された意見の数	政策案の修正の有無	意見の募集期間	意見の概要・市の考え方の公表日	お問合せ先
札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例及び札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則の一部改正（素案）	31人	66件	無	令和5年10月30日～令和5年11月28日	令和6年2月13日	建設局総務部自転車対策担当課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 （札幌市役所本庁舎6階南） 電話：011-211-2456 FAX：011-218-5134 E-mail：jitensha@city.sapporo.jp

(2) まちづくり戦略ビジョン・その実施計画又は市政の特定の分野に関する基本的な計画（要綱第3条第1項第3号関係）

政策案の名称	意見の提出者数	提出された意見の数	政策案の修正の有無	意見の募集期間	意見の概要・市の考え方の公表日	お問合せ先
第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（戦略編）案	365人 （上記のほか子ども621人）	564件 （上記のほか子どもの意見971件）	有（3項目）	令和5年6月22日～令和5年7月21日	令和5年10月27日	まちづくり政策局政策企画部企画課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 （札幌市役所本庁舎5階南） 電話：011-211-2192 FAX：011-218-5109 E-mail：ki.kikaku@city.sapporo.jp
大通及びその周辺のまちづくり方針—札幌都心はぐくみの軸強化方針—（案）	6人	29件	有（2項目）	令和5年6月22日～令和5年7月21日	令和5年10月31日	まちづくり政策局政策企画部都心まちづくり推進室都心まちづくり課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 （札幌市役所本庁舎5階南） 電話：011-211-2692 FAX：011-218-5112 E-mail：ki.downtown@city.sapporo.jp

政策案の名称	意見の提出者数	提出された意見の数	政策案の修正の有無	意見の募集期間	意見の概要・市の考え方の公表日	お問合せ先
札幌市都心のみどりづくり方針（案）	5人	14件	有（3項目）	令和5年6月22日～令和5年7月21日	令和5年10月31日	建設局みどりの推進部みどりの推進課 〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 （大通バスセンタービル1号館6階） 電話：011-211-2533 FAX：011-211-2523 E-mail：midori-suishin@city.sapporo.jp
札幌市自転車活用推進計画（案）	19人	111件	有（12項目）	令和5年8月21日～令和5年9月19日	令和5年12月27日	まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 （札幌市役所本庁舎5階北） 電話：011-211-2275 FAX：011-218-5114 E-mail：sogokotsu3@city.sapporo.jp
公立大学法人札幌市立大学中期目標（第四期）（案）	0人	0件	無	令和5年9月26日～令和5年10月25日	令和5年11月27日	まちづくり政策局政策企画部企画課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 （札幌市役所本庁舎5階南） 電話：011-211-2192 FAX：011-218-5109 E-mail：daigaku@city.sapporo.jp
札幌市アイスリンク基本構想（案）	26人	65件	無	令和5年10月11日～令和5年11月10日	令和6年2月16日	スポーツ局スポーツ部施設課 〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 （ORE札幌ビル9階） 電話：011-211-3045 FAX：011-211-3046 E-mail：sports-shisetsuseibi@city.sapporo.jp
第4次札幌市食育推進計画（案）	87人 （上記のほか子ども166人）	94件 （上記のほか子どもの意見274件）	有（1項目）	令和5年10月13日～令和5年11月13日	令和5年12月26日	保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課 〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 （ORE札幌ビル7階） 電話：011-211-3516 FAX：011-211-3521 E-mail：syokuiku@city.sapporo.jp

政策案の名称	意見の提出者数	提出された意見の数	政策案の修正の有無	意見の募集期間	意見の概要・市の考え方の公表日	お問合せ先
第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023（案）	343人	603件	有（4項目）	令和5年10月30日～令和5年11月28日	令和5年12月15日	まちづくり政策局政策企画部政策調整課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎5階南） 電話：011-211-2206 FAX：011-218-5109 E-mail：chosei@city.sapporo.jp
札幌市国民健康保険健康事業プラン2024（案）	2人	6件	無	令和5年11月8日～令和5年12月7日	令和6年2月1日	保健福祉局保険医療部保険企画課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎4階南） 電話：011-211-2341 FAX：011-218-5182 E-mail：kokuho@city.sapporo.jp
第2次札幌市子どもの貧困対策計画（案）	4人（上記のほか子ども42人）	20件（上記のほか子どもの意見59件）	有（1項目）	令和5年12月18日～令和6年1月19日	令和6年3月13日	子ども未来局子ども育成部子どものくらし・若者支援担当課 〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目（大通バスセンタービル1号館3階） 電話：011-211-2947 FAX：011-211-2943 E-mail：kodomo.kurashi@city.sapporo.jp
札幌市地域福祉社会計画2024（案）	3人	4件	無	令和5年12月21日～令和6年1月25日	令和6年4月1日	保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎3階北） 電話：011-211-2932 FAX：011-218-5180 E-mail：chiikifukushi@city.sapporo.jp
札幌市高齢者支援計画2024（案）	8人	43件	有（3項目）	令和5年12月21日～令和6年1月25日	令和6年3月29日	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎3階北） 電話：011-211-2547 FAX：011-218-5117 E-mail：kaigo@city.sapporo.jp

政策案の名称	意見の提出者数	提出された意見の数	政策案の修正の有無	意見の募集期間	意見の概要・市の考え方の公表日	お問合せ先
さっぽろ障がい者プラン2024（案）	13人	64件	有（1項目）	令和5年12月21日～令和6年1月25日	令和6年4月1日	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎3階南） 電話：011-211-2936 FAX：011-218-5181 E-mail：jigyokeikaku@city.sapporo.jp
札幌市自殺総合対策行動計画2024（案）	3人	4件	有（1項目）	令和5年12月21日～令和6年1月25日	令和6年4月30日	保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センター 〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目（WEST19 4階） 電話：011-622-5190 FAX：011-622-5244 E-mail：kokoronocenter@city.sapporo.jp
札幌市再犯防止推進計画（案）	3人（うち団体1）	10件	無	令和5年12月21日～令和6年1月26日	令和6年2月28日	市民文化局地域振興部区政課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎13階南） 電話：011-211-2252 FAX：011-218-5156 E-mail：kusei@city.sapporo.jp
さっぽろ医療計画2024（案）	3人	8件	無	令和5年12月22日～令和6年1月24日	令和6年4月5日	保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課 〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7（ORE札幌ビル7階） 電話：011-211-3517 FAX：011-211-3521 E-mail：iryokikaku@city.sapporo.jp
札幌市感染症予防計画（案）	9人	18件	無	令和5年12月22日～令和6年1月24日	令和6年3月29日	保健福祉局保健所感染症総合対策課 〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目（WEST19 3階） 電話：011-590-1107 FAX：011-622-5168 E-mail：kansenkakari@city.sapporo.jp

政策案の名称	意見の提出者数	提出された意見の数	政策案の修正の有無	意見の募集期間	意見の概要・市の考え方の公表日	お問合せ先
札幌市多文化共生・国際交流基本方針（案）	22人	82件	有（1項目）	令和5年12月22日～令和6年1月26日	令和6年3月29日	総務局国際部国際課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 （札幌市役所本庁舎10階北） 電話：011-211-2032 FAX：011-218-5168 E-mail：kokusai@city.sapporo.jp
第2次札幌市産業振興ビジョン（案）	5人	35件	無	令和5年12月22日～令和6年1月26日	令和6年3月14日	経済観光局産業振興部経済企画課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 （札幌市役所本庁舎15階北） 電話：011-211-2352 FAX：011-218-5130 E-mail：keizaikikaku-kikaku1@city.sapporo.jp
第2期札幌市教育振興基本計画（案）	6人（上記のほか子ども805人）	24件（上記のほか子どもの意見1,027件）	無	令和5年12月25日～令和6年1月25日	令和6年3月29日	教育委員会生涯学習部総務課 〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 （STV北2条ビル5階） 電話：011-211-3825 FAX：011-211-3828 E-mail：Dai2kisapporo.kyouiku-keikaku@city.sapporo.jp
第2次札幌市観光まちづくりプラン（案）	2人	5件	無	令和5年12月25日～令和6年1月29日	令和6年3月21日	経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 （札幌市役所本庁舎15階北） 電話：011-211-2376 FAX：011-218-5129 E-mail：kanko@city.sapporo.jp
札幌市交通事業経営計画改定版（案）〔令和元～10年度（2019～2028年度）〕	20人	91件	無	令和5年12月25日～令和6年1月31日	令和6年3月28日	交通局事業管理部経営計画課 〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1 （交通局本庁舎3階） 電話：011-896-2716 FAX：011-896-2790 E-mail：st.keieikeikaku@city.sapporo.jp

政策案の名称	意見の提出者数	提出された意見の数	政策案の修正の有無	意見の募集期間	意見の概要・市の考え方の公表日	お問合せ先
第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（案）	3人	6件	無	令和5年12月26日～令和6年1月31日	令和6年4月30日	市民文化局市民自治推進室市民自治推進課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎13階南） 電話：011-211-2964 FAX：011-218-5156 E-mail：shimin-support@city.sapporo.jp
生物多様性さっぽろビジョン（案）	5人（上記のほか子ども1人）	11件（上記のほか子どもの意見1件）	無	令和5年12月26日～令和6年1月31日	令和6年4月1日	環境局環境都市推進部環境共生担当課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎12階南） 電話：011-211-2879 FAX：011-218-5108 E-mail：seibutukeikaku@city.sapporo.jp
第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画～さっぽろ8020推進プラン（前期計画）～（案）	103人	272件	有（3項目）	令和6年1月11日～令和6年2月9日	令和6年3月29日	保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課 〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7（ORE札幌ビル7階） 電話：011-211-3516 FAX：011-211-3521 E-mail：shikahoken@city.sapporo.jp
第2次札幌市がん対策推進プラン（案）	5人	12件	有（3項目）	令和6年1月11日～令和6年2月9日	令和6年3月29日	保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課 〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7（ORE札幌ビル7階） 電話：011-211-3513 FAX：011-211-3521 E-mail：gantaisaku-tantou@city.sapporo.jp
第2期さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン（案）	7人	68件	有（4項目）	令和6年2月5日～令和6年3月5日	令和6年3月29日	まちづくり政策局公民・広域連携推進室推進担当課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎5階南） 電話：011-211-2281 FAX：011-218-5109 E-mail：ki.kouiki@city.sapporo.jp

政策案の名称	意見の提出者数	提出された意見の数	政策案の修正の有無	意見の募集期間	意見の概要・市の考え方の公表日	お問合せ先
札幌市強靱化計画 (2023年度～2027年度) 案	4人	18件	有 (2項目)	令和6年2月8日～令和6年3月8日	令和6年3月27日	まちづくり政策局政策企画部政策推進課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 (札幌市役所本庁舎5階南) 電話：011-211-2139 FAX：011-218-5109 E-mail： seisaku.suishin@city.sapporo.jp
市立札幌病院中期経営計画の一部改定 (案)	0人	0件	無	令和6年2月13日～令和6年3月14日	令和6年3月29日	病院局経営管理部計画担当課 〒060-8604 札幌市中央区北11条西13丁目1-1 (市立札幌病院2階) 電話：011-726-2211 FAX：011-726-7912 E-mail：ho.keikaku@city.sapporo.jp
令和6年度札幌市食品衛生監視指導計画 (案)	1人	2件	無	令和6年2月15日～令和6年3月15日	令和6年3月29日	保健福祉局保健所食の安全推進課 〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 (WEST19 3階) 電話：011-622-5170 FAX：011-622-5177 E-mail：shoku-anzen@city.sapporo.jp
第4期札幌市文化芸術基本計画 (案)	13人	58件	有 (6項目)	令和6年2月28日～令和6年3月28日	令和6年6月26日	市民文化局文化部文化振興課 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 (札幌時計台ビル10階) 電話：011-211-2261 FAX：011-218-5157 E-mail：bunka@city.sapporo.jp
札幌市いじめの防止等のための基本的な方針 (改定案)	18人 (上記のほか子ども1,151人)	52件 (上記のほか子どもの意見1,219件)	有 (3項目)	令和6年3月7日～令和6年4月5日	令和6年4月26日	教育委員会児童生徒担当部児童生徒担当課 〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 (STV北2条ビル3階) 電話：011-211-3861 FAX：011-211-3862 E-mail：jidouseito@city.sapporo.jp

政策案の名称	意見の提出者数	提出された意見の数	政策案の修正の有無	意見の募集期間	意見の概要・市の考え方の公表日	お問合せ先
札幌市円山動物園ビジョン2050第2次実施計画（案）						環境局円山動物園保全・教育推進課 〒064-0959 札幌市中央区宮ヶ丘3番地1 電話：011-621-1426 FAX：011-621-1428 E-mail：zoo.kanri@city.sapporo.jp

(3) その他必要に応じて実施したもの（要綱第3条第3項関係）

政策案の名称	意見の提出者数	提出された意見の数	政策案の修正の有無	意見の募集期間	意見の概要・市の考え方の公表日	お問合せ先
真駒内駅前地区まちづくり計画（案）	55人	274件	有（10項目）	令和5年8月1日～令和5年8月30日	令和5年11月27日	まちづくり政策局都市計画部地域計画課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎5階北） 電話：011-211-2545 FAX：011-218-5113 E-mail：chiiki-chosei@city.sapporo.jp
大通地区への屋外広告物規制の指定案	1人	1件	無	令和5年11月15日～令和5年12月15日	令和6年3月5日	建設局総務部道路管理課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎6階南） 電話：011-211-2452 FAX：011-218-5134 E-mail：dorokanri@city.sapporo.jp
もみじ台地域まちづくり指針（案）	23人	74件	有（1項目）	令和5年12月26日～令和6年1月31日	令和6年3月27日	まちづくり政策局都市計画部地域計画課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎5階北） 電話：011-211-2545 FAX：011-218-5113 E-mail：chiiki-chosei@city.sapporo.jp

■ 2 適用除外規定の適用状況について

パブリックコメント手続を実施することとしている政策案に当たる場合であっても、要綱第3条第2項に定める適用除外事由に該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができることとしています。

令和5年度において適用除外規定を適用して決定した政策は、**6件**であり、その名称と適用除外事由、政策を決定した時期は、次のとおりです。

政策の名称	適用除外事由		政策を決定した時期
札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案	政策案に関し市民等の意見を聴取する手続が法令に定められているもの（要綱第3条第2項第4号関係）	都市計画法第17条第1項の規定に基づき、都市計画の案を縦覧に供しており、同条第2項に市民等の意見聴取手続が定められているもの（平岡3条5丁目地区地区計画）	令和5年6月
札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案	政策案に関し市民等の意見を聴取する手続が法令に定められているもの（要綱第3条第2項第4号関係）	都市計画法第17条第1項の規定に基づき、都市計画の案を縦覧に供しており、同条第2項に市民等の意見聴取手続が定められているもの（時計台周辺地区及び篠路団地地区計画）	令和5年11月
札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案	政策案に関し市民等の意見を聴取する手続が法令に定められているもの（要綱第3条第2項第4号関係）	都市計画法第17条第1項の規定に基づき、都市計画の案を縦覧に供しており、同条第2項に市民等の意見聴取手続が定められているもの（平岸駅周辺地区地区計画）	令和6年1月
札幌市火災予防条例の一部を改正する条例案	政策案の内容について実質的に裁量の余地がないと認められるもの（要綱第3条第2項第3号関係）	建築基準法及び消防法施行令の改正に伴う改正であり、行政機関において政策案の内容の決定について実質的に裁量の余地のないもの	令和6年1月
札幌市証明等手数料条例及び札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案（札幌市建築基準法施行条例関係分）	政策案の内容について実質的に裁量の余地がないと認められるもの（要綱第3条第2項第3号関係）	建築基準法施行令の改正に伴う改正であり、行政機関において政策案の内容の決定について実質的に裁量の余地のないもの	令和6年2月

政策の名称	適用除外事由		政策を決定した時期
札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則	政策案の内容について実質的に裁量の余地がないと認められるもの（要綱第3条第2項第3号関係）	建築基準法施行令の改正に伴う改正であり、行政機関において政策案の内容の決定について実質的に裁量の余地のないもの	令和6年2月



札幌市のパブリックコメント制度の概要

▶ パブリックコメントとは

「パブリックコメント」とは、条例や計画などの一定の政策の策定に際し、(1)政策の案と資料を公表し、(2)それに対する意見や情報を広く募集し、(3)寄せられた意見等を考慮して政策を決定するとともに、(4)その意見等に対する考え方等を公表することをいいます。

▶ パブリックコメントの目的

パブリックコメントは、重要な政策の意思決定過程での市民参加の機会の拡大と公正の確保及び透明性の向上を図り、これによって、市民との協働による市政運営を進めることを目的としています。

▶ パブリックコメントを実施する政策案

■ 条例

1 市政に関する基本的な制度又は方針で、直接市民等を対象とするものについて定める条例

- ・ 「市政に関する基本的な制度又は方針」とは、広く市民を対象とする制度や、市政の在り方・方向性を定める方針をいいます。このような条例の例としては、行政手続条例、情報公開条例、環境基本条例などがあります。
- ・ 新規制定のみならず、一部改正であっても、既に定めた制度・方針を変更する場合は、対象とします。

2 義務の賦課又は権利の制限について定める条例

- ・ 「義務の賦課又は権利の制限」とは、市民等に対し、一定の行為について市への届出を求めることや、一定の行為自体を禁止することなどをいいます。このような条例の例としては、生活環境の確保に関する条例、緑の保全と創出に関する条例、屋外広告物条例などがあります。
- ・ 条例の委任により義務の賦課又は権利の制限について定める規則も対象とします。
- ・ 市税、保険料、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収について定める条例は、対象外とします。



- ・ 新規制定のみならず、一部改正であっても、義務の賦課又は権利の制限を強化し、又は緩和する場合は、対象とします。

■ 計画

1 まちづくり戦略ビジョン及びその実施計画

- ・ まちづくり戦略ビジョンとは、目指すべきまちの姿とまちづくりの方向性を共有し、共に取り組んでいくための基本指針となるもので、札幌市の計画体系では最上位に位置付けられます。

2 市政の特定の分野に関する基本的な計画

- ・ 市内の全域又は多くの市民を対象とするものや、市政の在り方・方向性を定める計画は、その名称（構想、方針、ビジョンなど）にかかわらず、これに該当します。
- ・ 既存の例としては、男女共同参画さっぽろプラン、健康さっぽろ 21 などが挙げられます。
- ・ 地方自治法第 244 条第 1 項に規定する公の施設（札幌ドーム、地区センター、児童会館、市営住宅、道路、公園などの市民が利用するための施設）のうち、政策を実施する上での拠点となる施設や、多くの市民の方が利用する施設については、その整備計画も対象とします。

■ その他

上記以外の政策案でも、市民生活に及ぼす影響が大きく、市民の方の関心が高いものについては、できる限りパブリックコメントを実施するようにします。

▶ 適用除外

次の場合は、パブリックコメントを実施しなくてもよいこととします。

- ・ 迅速・緊急に決定する必要がある場合
- ・ 軽微である場合
- ・ 実質的に裁量の余地がない場合
- ・ 市民意見を聴取する手続が法令に定められている場合
- ・ 審議会などにおいてパブリックコメントを実施し、その答申どおりに市が決定する場合



▶ 手続の流れ

札幌市におけるパブリックコメントの具体的な手続の流れは、次のとおりです。

- 1 政策案を作成する。
- 2 できる限り、パブリックコメントを実施する旨を広報さっぽろなどで予告する。
- 3 政策案等を公表する。

公表するもの	1 政策案 2 政策案の趣旨、目的、背景 3 政策案の概要 4 政策案に関する重要な論点とそれに対する市の考え方 5 その他市が必要と認めた資料
公表方法	1 市のホームページへの掲載（※） 2 政策案の所管課、行政情報課、区役所などにおける配布（※）・閲覧

※ 政策案等が大量な場合は政策案の趣旨、目的、背景と概要のみ

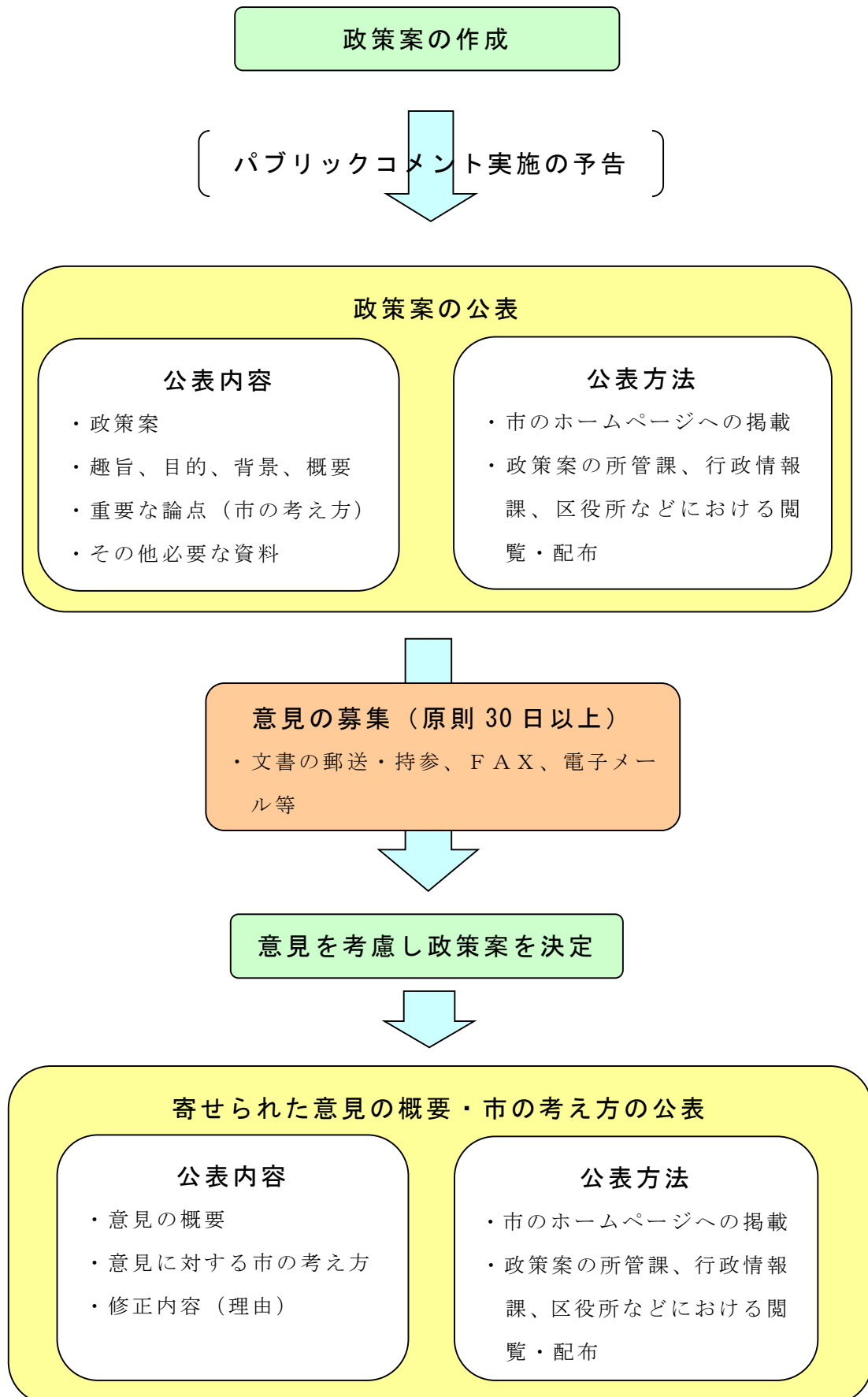
- 4 市民からの意見・情報を募集する。

募集期間	原則 30 日以上とする。
受付方法	指定場所への文書の郵送・持参、FAX、電子メールなど
氏名・住所の記載	意見等には、氏名・住所を記載してください。

- 5 寄せられた意見等を考慮して政策を決定する。
- 6 寄せられた意見等の概要とそれに対する市の考え方を公表する。
- 7 パブリックコメントを実施中の政策案を一覧にして、常時公表する。
- 8 毎年度 1 回、前年度のパブリックコメントの実施状況報告書を作成し、公表する。



＜手順の流れ図＞





札幌市パブリックコメント手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 本市の重要な政策の策定に際し、当該政策の案を策定する権限を有する者が、当該政策の案その他必要な事項を公表し、それに対する意見及び情報（以下「意見等」という。）を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して当該政策に係る意思決定を行うとともに、当該意見等に対する考え方等を公表する手続をいう。
- (2) 市民等 本市の区域内に住所を有する自然人、法人その他の団体その他次条第1項各号に規定する条例の案、規則、基本構想の案及び計画に係る案（以下「政策案」という。）に関し利害関係を有するものをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び消防長をいう。

(パブリックコメント手続の対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる場合は、この要綱に定める方法によりパブリックコメント手続を実施しなければならない。

(1) 次に掲げる条例の案を作成する場合

ア 市政に関する基本的な制度又は方針（特定の分野に関するものを含む。）で、直接市民等を対象とするものについて定める条例

イ 市民等への義務の賦課（市税、保険料、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に係るものを除く。）又は市民等の権利の制限（次号において「義務賦課・権利制限」という。）について定める条例（第3号の規定によりパブリックコメント手続を実施した主要な公の施設に関する計画に基づいて定めるものを除く。）

(2) 前号イの条例の委任により定める規則（人事委員会規則及び教育委員会規則並びに地方公営企業の管理者が定める規程を含む。）で、義務賦課・権



利制限について定めるものを制定する場合

- (3) まちづくり戦略ビジョン若しくはこれに基づく実施計画若しくは市政の特定の分野に関する基本的な計画（主要な公の施設に関する計画を含む。）を策定する場合又はこれらを変更する場合

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この要綱に定めるパブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 実施機関が政策案について迅速・緊急に決定する必要があると認めた場合
- (2) 実施機関が政策案の内容について軽微なものであると認めた場合
- (3) 実施機関が政策案の内容について実質的に裁量の余地がないと認めた場合
- (4) 政策案に関し市民等の意見を聴取する手続が法令に定められている場合
- (5) 実施機関において、政策案について、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関がパブリックコメント手続を経て行った意思決定と実質的に同じ内容の意思決定を行う場合

3 第1項各号に掲げる場合のほか、実施機関は、政策の策定に際し、必要と認めるときは、この要綱に定める方法によりパブリックコメント手続を実施することができる。

（政策案等の公表）

第4条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる場合（同条第2項の規定によりこの要綱に定めるパブリックコメント手続を実施しない場合を除く。）は、実施機関における最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、政策案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による政策案の公表を行うときは、次に掲げる事項（以下「参考資料」という。）を併せて公表するものとする。

- (1) 政策案を策定した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策案の概要
- (3) 政策案を策定する際に検討した重要な論点及び当該論点に対する実施機関の考え方
- (4) その他実施機関において市民等が政策案の内容を理解するために必要と認めた事項

（政策案等の公表方法）

第5条 前条の規定による政策案及び参考資料の公表（以下「政策案等の公表」



という。)は、政策案を所管する課、行政情報課、区役所その他実施機関が必要と認める場所(以下「所管課等」という。)における閲覧及び配布並びに市のホームページへの掲載の方法により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、政策案又は参考資料が著しく大量であるため、同項の規定による公表が困難であると認めた場合は、前条第2項第1号及び第2号に掲げる事項にあっては前項の方法により、政策案並びに同条第2項第3号及び第4号に掲げる事項にあっては所管課等における閲覧の方法により公表することができる。

(周知)

第6条 実施機関は、政策案等の公表を行うときは、市のホームページ又は広報さっぽろへの掲載、報道機関への情報提供等の方法により、パブリックコメント手続の実施について市民等に周知するよう努めるものとする。

(意見等の募集及び募集期間)

第7条 実施機関は、政策案等の公表を行ったときは、30日以上の期間を設けて、市民等から政策案についての意見等を募集しなければならない。ただし、30日の期間を設けることができない特別の事情があるときは、30日未満の期間を設けることができる。

(意見等の受付方法)

第8条 前条の規定により募集する意見等の受付は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所における書面の受領
- (2) ファクシミリ装置による受信
- (3) 電子メールの受信
- (4) その他実施機関が適当と認める方法

- 2 実施機関は、前項の受付を行うときは、市民等に対し氏名及び住所(市民等が法人その他の団体である場合にあっては、当該団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)の明示を求めるものとする。

(意見等に対する措置)

第9条 実施機関は、政策案に係る最終的な意思決定を行うときは、前条第1項の規定により受け付けた意見等を考慮しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、同項の意見等の概要及び当該意見等に対する実施機関の考え方並びに同項の規定により考慮した結果政策案の修正をした場合における当該修正の内容及び理由を公表しなければならない。ただし、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)第7条各



号に掲げる情報に該当するものは、この限りでない。

(一覧表の公表)

第10条 市長は、第7条の規定による意見等の募集を行っている政策案の一覧表を作成し、これを公表しなければならない。

2 前項の一覧表には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 政策案の名称

(2) 意見等の募集期間

(3) 前条第2項の規定による公表を行う時期

(4) 政策案及び参考資料の入手方法及び問い合わせ先

(実施状況の公表)

第11条 市長は、毎年1回、過去1年間におけるこの要綱に定めるパブリックコメント手続の実施状況（第3条第2項各号の規定の適用に関する状況を含む。）を公表しなければならない。

(公表方法に関する規定の準用)

第12条 第5条第1項の規定は、第9条第2項、第10条第1項及び前条の規定による公表について準用する。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に意思決定を行う政策案について適用する。ただし、この要綱の施行の際、現に意思決定過程にある政策案で、市民等の意見を聴取する手続を経ているものについては、この要綱の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月4日から施行する。



令和 5 年度における「パブリックコメント手続」の
実施状況の公表について

令和 6 年 6 月 26 日 発行

編集・発行 札幌市総務局行政部法制課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

TEL (011) 211-2164

市 政 等 資 料 番 号	01-A01-24-1289
関係部局保存期間	1 年